

# ぴっぷ 農業委員会 だより

第30号  
2019年1月発行  
編集・発行  
比布町農業委員会  
(0166)85-4809

## 年頭所感

比布町農業委員会

会長 上西 彰一



平成最後の新春を町民の皆さまと共に迎え、謹んでお慶び申し上げます。

平素、当農業委員会に対し各関係機関の方々を始め、町民の皆さまには、農地行政や農業委員会諸活動全般に深いご理解とご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年も各地で台風、豪雨、地震等相次ぐ自然災害の発生で、甚大な被害に見舞われ、犠牲になられた方々には心からお悔やみ申し上げます。また、被災された皆さまには改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をご祈念申し上げます。

さて昨年は、融雪が順調に進み春作業は好調なスタートでしたが、6月～7月の低温長雨が影響し、9月～10月の収穫期が好天に恵まれたにもかかわらず、結果的にほと

んどの作物が豊作に至りませんでした。水稲の農政事務所が発表した作況指数は、全国「100」に対し、上川は近年に例のない「90」の不良と残念な結果となりました。水稲生産量は、NOSA I道央の10a当たり平均単収は483kg（網目1・8mm）で、当農業委員会としては前年より105kg減の461kg（網目1・85mm）で町に報告しました。

昨年の本町農業の現況は、水田確認面積2、116ha、耕作農家数267戸（内水稲作付農家数156戸）で、1戸当たりの経営規模は平均7・9haでした。また、65歳以上の経営主が全体の55・8%を占め、依然高齢化に歯止めがかからないのが現状です。

町では、この現状を深刻に受け止め、担い手が意欲と希望を持ち、将来安心して営農継続できるよう、平成30年から農地流動化対策事業の一環として「賃貸支援」の他に「売買支援」として農地の購入を要件に農業機械リース料への助成が新設されました。また、道営圃場整備等による圃場大区画化や排

水対策が実施されることにより、所有権移転による農地集積の促進が不可欠です。

一方政府は、国際交渉で国内の農畜産物を引き合いにカードを乱用し、地域農業の持続的発展に支障を及ぼさないよう、万全な国内対策を実行し、協定が発効した後も定期的に検証するように、上部組織である全国農業会議所を通じ粘り強く国に要請してまいります。

結びに、今年も町民の皆さまのご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げます。第30号発刊に合わせて新年の挨拶とさせていただきます。

### 今回の内容

- 年頭所感
- 農地の売買・賃貸借等について
- 農地のあっせん申し出状況
- 農業委員会だより発刊第30号に思う
- 農地利用状況調査について
- 実勢賃借料のお知らせ
- あなたの老後の備えは十分ですか？
- 平成31年比布町農業委員会総会予定日
- 編集後記

# 農地の売買・賃貸借等について

農地の売買等により所有権移転をしたい又は貸借権、地上権等の権利設定をしたい場合は、事前に農業委員会の許可等が必要となります。

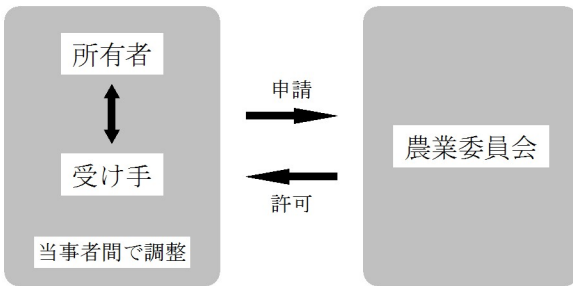
## ●相対取引（農地法第3条）

農地の所有者と受け手の当事者間で権利移転の協議を進め、その農地を所管する農業委員会の許可を受けて権利を移動します。

この場合、農業委員会は農地法の規定を満たしているか否かのみを審査するもので、土地利用調整等はいりません。

### 【特徴】

- ・ 第三者を介さないため、権利移動実現までに時間がかかりません。
- ・ 当事者間での契約行為のため、書類作成や登記事務など全て当事者で行います。
- ・ 賃貸借は、更新しない旨の通知を行わない限り法定更新となります。
- ・ 農業振興地域外農地も権利移動できます。



## ●利用権設定等促進事業（農業経営基盤強化促進法）

農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんや、JA・土地改良区・農用地利用改善団体による利用調整の結果に基づき市町村が策定する利用集積計画について農業委員会の決定を経て公告することにより利用権設定等を行います。

### 【特徴】

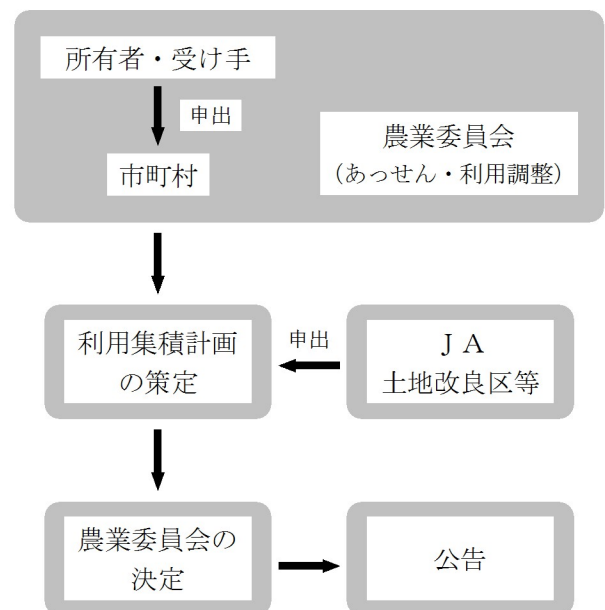
- ・ 原則としてあっせん、利用調整等が必要なことから、権利移動までに一定の期間を要します。
- ・ 利用集積計画が契約書の代わりとなります。（契約書は不要）
- ・ 登記事務は、農業委員会が行います。
- ・ 賃貸借は、期間満了により終了となります。（更新する場合は再度手続きが必要）
- ・ 農業振興地域外農地は事業の対象となりません。
- ・ 受け手の対象者は、基盤強化法・基本構想に規定される方に限られます。
- ・ 農地を売った方は、800万円まで譲渡所得の特別控除が受けられます。

## 農地移動適正化あっせん事業とは？

農業委員会が、農地の所有者から申し出を受け、農地移動適正化あっせん基準の要件を満たした受け手に農地のあっせんを行います。

このあっせんの結果をもって、農地法第3条の許可又は基盤強化法による利用集積計画を活用して権利を移動します。

その他にも「農地売買支援事業」など様々な事業がありますので、売買・賃貸借等をしたとき、まずは農業委員会へご相談ください。





# 農地のあっせん 申し出状況

農地の売買・賃貸借の申し出状況は、下表のとおりです。（平成30年10月31日現在）

## 売りたい（現在賃貸中）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
1	北2線10号	田	7.5
2	新町3丁目	田・畑	1.8
3	北6線10号	田	0.9
4	北6線14号	田	3.9
5	北5線12号	田	4.7
6	北7線10号	田	3.9
7	北5線6号	田・畑	6.4
8	北1線9号	田	3.8
9	緑町1丁目	田	0.5

※賃貸期間中は、借主の耕作が優先となります。

※2番と9番は農用地区域外のため、農地移動適正化あっせん事業の対象外です。

農地移動適正化あっせん事業により、農地等の買い受け・売り渡しを希望される方の「あっせん申し出」を受け付けています。

この事業で行われた売り渡しには、譲渡所得の特別控除等の特別措置があります。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。（☎85-4809）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
10	基線1号	田	7.6
11	北4線14号	田	5.7
12	北3線13号	田	2.4
13	北4線12号	田	3.1
14	北3線5号	田	1.0
15	北4線10号	田	3.1
16	基線9号	田	4.6
17	北4線10号	田	1.2
18	北1線2号	田	2.9

## 売りたい・貸したい（所有者耕作中）

番号	所在地	地目	面積 (ha)
1	北8線14号	田	4.3
2	北9線14号	田	5.7
3	北7線12号	田	4.8
4	※基線1号	田・畑	4.8
5	北6線7号	畑	1.2
6	※北9線10号	田	2.0
7	北5線12号	田	3.1

※4番、6番、10番、11番は売買希望

※13番は農用地区域外のため、農地移動適正化あっせん事業の対象外です。

番号	所在地	地目	面積 (ha)
8	北10線14号	田・畑	4.5
9	北5線12号	田	1.0
10	※北8線13号	田	5.6
11	※北4線11号	田	1.4
12	基線3号	田・畑	0.9
13	緑町1丁目	畑	1.0

## びっふ農業委員会だより

### 発行節目の第30号に思う

あけましておめでとうございます。

発行第30号の節目の年、平成最後の年号になります。

この「びっふ農業委員会だより」は、平成16年3月に第1号が発刊されました。

これまでの約15年の月日の流れの中では、先輩農業委員、地域の方々の理解の下にできた季刊紙だと思います。

そして、先輩農業委員の方々が代々引き継がれてきた活動の一つとして、今後も続けていきたいと考えています。

びっふ農業委員会だよりを通じて、農地法に関連する農業委員会業務の紹介や、農地に関連する情報提供を行っていきますので、これからもご購読をお願いいたします。



（斎藤 則雄） 農業委員会だより第1号



## 農地利用状況調査を実施

農業委員会では、耕作放棄地や農地転用等の現状を確認するため、農地パトロールと併せて農地利用状況調査を行っています。

昨年10月22日、農業委員による調査を実施した結果、農地の荒廃化が一部に見られましたので、所有者は、周辺耕作者の営農条件に支障が生じないよう適切な管理をお願いします。

なお、農地の管理、貸借や売買などについてお困りの方は、農業委員会事務局へご相談下さい。



平成30年農地利用状況調査

## 実勢賃借料のお知らせ

過去1年間に農業委員会を通じて締結された賃貸借契約の賃借料は左表のとおりです。

今後、農地を貸し借りする場合はの参考にしてください。

### 「実勢賃借料一覧表」

【単価：10a当たり】

区分	実勢賃借料	参考賃借料
最高額	15,000円	上13,000円
最低額	5,000円	中10,000円
平均額	11,516円	下7,000円

※実勢賃借料は、平成29年12月～平成30年11月に締結された賃貸借契約により算出したものです。

比布町農業委員会総会は、原則毎月第4月曜日に開催しています。平成31年の開催予定日は下記のとおりです。

なお、申請書等の受付締切りは、総会開催日の10日前です。

- 第19回 1月28日（18日締切り）
- 第20回 2月25日（15日締切り）
- 第21回 3月25日（15日締切り）
- 第22回 4月22日（12日締切り）
- 第23回 5月27日（17日締切り）
- 第24回 6月24日（14日締切り）
- 第25回 7月22日（12日締切り）
- 第26回 8月26日（16日締切り）
- 第27回 9月24日（13日締切り）
- 第28回 10月28日（18日締切り）
- 第29回 11月25日（15日締切り）
- 第30回 12月23日（13日締切り）

※総会予定日は変更する場合がありますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

## あなたの老後の備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりが準備することが大切です！

農業者年金は、あなたの老後をサポートします！



あなたが**60歳未満**で国民年金の**第一号被保険者**、かつ、**年間60日以上農業に従事**しているのなら、**農業者年金**に加入できます。

詳しくは農業委員会事務局又は農協管理課へお尋ねください。

## 編集後記

新年おめでとうございます。昨年は、6月～7月の日照不足により、平成21年以来9年ぶりの不良となりました。また、地震による被害はないものの、長時間の停電には驚き、戸惑いました。

平成28年に農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制となり、2名の女性委員が任命されました。私は農業に従事していない中立委員として、微力ではありますが活動していきたいと思っておりますので、ご指導ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、皆さまにとって良い年であることを願って、編集後記といたします。

（信濃 和子）



### 編集委員

上西 彰一  
出口 孝一  
齋藤 則雄  
杉山 和行  
御囲 正寛  
信濃 和子